

令和3年度外部アドバイス実施結果

| | | | |
|--|--|---|--|
| 1 外部アドバイスの目的 | 府が運用する環境マネジメントシステム(EMS)がISO14001の要求事項に準じて適切に実施・維持されているかについて、第三者の視点により調査するとともに、システム運用等の改善に関する助言を得ること。 | | |
| 2 適用範囲 | 大阪府庁環境マニュアルの適用範囲を対象とする。 | | |
| 3 実施日時 | 令和4年3月17日 15:00～17:00 | | |
| 4 外部アドバイザー職・氏名 | 特定非営利活動法人大阪環境カウンセラー協会 小河 晴樹 氏 | | |
| 5 外部アドバイス実施内容 | (1)EMSの規程や運用の改善案についてのアドバイス (2)府有施設における省エネ取組状況の確認等の内部監視実施方法に係るアドバイス | | |
| | アドバイス | 府の対応 | |
| | 【EMSに係る組織体制の改変】 規程類の合理化、会議の統合、意思決定過程の変更案については、EMSの実効性を上げるための現実的な方策と考えられ、見直しは有効と考える。 | <ul style="list-style-type: none"> ・EMSに基づき設置された会議は、開催実績などを踏まえて実体を伴う体制に統合等して、より実効性が上がるようにする。 ・規程類や意思決定過程についても簡素化し、実効性が上がるようにする。 | |
| | 【重要業績評価指標(KPI)と重要目標達成指標(KGI)】 新たな目標指標の設定案について、KPI(重要業績評価指標)とKGI(重要目標達成指標)の考え方を、職員が理解しやすいように示すことが望ましい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・従来はKGIのみの目標設定であったが、今後KPIを新たに導入したいと考えている。 ・最終的な目標はCO2削減であるので、そのことが理解できるよう、分かりやすい説明を検討する。 | |
| | 【削減目標の内訳】 削減目標(2030年までに2013年度比45%減)の、主な取組みによる削減効果の内訳は明確にすることが大事。正確な数値化が困難であれば、概算数字でもよい。内訳を数値化することで、賛同が得られやすくなる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各取り組みの削減効果は概算でしか算定できないが、表現について検討する。 | |
| 【省エネ診断の活用】 施設ごとに個性・特徴があり、典型的な把握が必要だが、まず現場を見てエネルギー消費の実態を知っておくことが必要。ただし令和3年度に府立学校(4校)に対して行った内部監査における技術的な確認は、継続的に行うことは難しい。 省エネルギーセンターの省エネ診断は、価格的にリーズナブルであり、3年のインターバルを開ければ同じ施設で再度の受診も可能。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の内部監査は府立高校に省エネ取組み状況の技術的な確認を行ったが、今後は庁舎、警察、下水処理場やポンプ場など、順次、対象を広げて内部監査による技術的な確認を行ってきたい。 ・府立学校は、令和4年度以降、既存のノウハウをまとめた省エネ推進マニュアルを横展開したり、追加で把握された有効なノウハウを省エネ推進マニュアルに順次追記していく方向で検討している。 ・下水道処理場は過去に省エネ診断を受けているが、5年は経過している。そのような施設に再度の受診の推奨も検討したい。 | | |
| 【年度途中での目標変更】 所属の目標の達成見込みが厳しくなった場合に、年度途中で目標を変更するケースがあるが、年度途中での目標変更は推奨していない。ただし、達成できない理由をきちんと把握し、その原因を分析できるのであれば、年度途中の見直しを行ってもよい。重要なのは、PDCAサイクルがきちんと回っているかどうかという点。 | <ul style="list-style-type: none"> ・過去に実施した府庁EMSの内部環境監査では、所属の目標が達成困難となった場合には、その理由を分析し、今後の対応策を検討した上で、年度途中で目標を変更するように指導したことがある。 ・今後、年度途中で目標達成見通しの厳しさに直面した場合、非達成の事実とその要因を記録に残してその後のPDCAに活かすためにも、原則として目標変更しないよう指導するが、EMSの効果的な運用のため達成可能な目標を掲げたいと所属が考える場合には、目標変更した事実と変更の理由(取組み不足を糊塗するための目標変更ではないことがわかる経過)を記録したうえで変更するよう指導する。 | | |
| 【著しい環境側面】 EMS事務局(エネルギー政策課)において「著しい環境側面」及び「環境法令等」の登録簿に記載すべき内容について、府庁のすべての所属・施設に適用される内容を記載することが著しく困難であれば、各法令や環境対策に係る情報を持つ部署からの提供情報をもとに、登録簿の追記・修正を行うことが適切。 | <ul style="list-style-type: none"> ・EMS事務局のエネルギー政策課では、府庁全体の「著しい環境側面」及び「環境法令等」の登録簿については、各法令等所管部局の協力も得て、適用され得る主なものについて記載するよう改正する。 ・当該登録簿に掲載された内容が全てではなく、各所属の「エコ課計画」において必要な事項の追記・修正を行うべきであることについて、各所属にきちんと理解していただけるよう周知する。 | | |